

ASAHI TRADE CO., LTD.

INFORMATION

2025.04

米国 相互関税に伴う影響について

米国の関税政策の詳細が発表され、日本では特に自動車関連の輸出産業について、連日ニュースになっています。今まで自由貿易経済に成り立ってきた世界経済は、我々木材業界も少なからず影響は出てくると予想されるますので、現時点で考えられることを、今回簡単ではありますが、情報といたします。



米国の関税政策（4月14日時点の情報）

林野庁 令和7年4月 No. 43 モクレポより抜粋

- 4月2日に、米国は国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、次の関税政策を発表。しかし、木材（うち丸太、製材、合板等）、医薬品、半導体などは除外。
 - ① 4月5日から、全ての国に10%の関税（最低税率）を課す
 - ② 4月9日から、57の国・地域に対して個別の高い関税（上乗せ税率）を課す
→ 上乗せ関税については、4月9日に90日間停止と発表（中国除く）
- 3月1日に発表された木材関連の大統領令に基づく調査は、現在実施中。

■ 相互関税(最低税率+上乗せ税率)の概要

● 相互関税(57の国・地域)

対象国に対して相互関税を賦課。4/9に発動後、同日に、**上乗せ税率**についての**90日間停止**を発表（中国除く）。

※ 日本 4/5～: 現行税率+10%
7/9～(予定): 現行税率+24%

● 除外品目

木材のほか、医薬品、半導体、鉱物性資源などの一部品目は、4/2発表の関税の適用外。

- 現行税率が適用
- 除外品目は世界共通
- 4/2大統領令のANNEX IIに記載

(主な国の相互関税率)

国・地域名	相互関税率
日本	24%
EU	20%
中国	125%

対象国は最低税率10%の関税が適用(90日間)

2025年3月までに発動済みの45%の追加関税との累計で170%

※ カナダは相互関税の対象外（現行措置【現行税率+25%&USMCA適合品免除】を継続）

(相互関税+現行税率が適用) 木製建具、その他木製品、木製食器等 (HS4414-4421)
木材
(現行税率が適用) 丸太、製材、合板、チップ・ペレット等 (HS4401-4413)

日本への木材関連の輸入、輸出は占有する比率が低い上、摘要外となっているため、影響はあまり大きくありません。

しかし我々主としている輸入フローリングのほとんどが、中国、ベトナムにて生産されており特に中国について米国に対し処置をすでに発表しているため、現地工場は米国からの材料輸入を中止、また輸出についても中止せざるを得ない状況です。

ベトナムは今後個別交渉しますが流動的でなおかつ中国企業からの関税回避的な対策の企業には引き続き高関税が課せられるとも言われています、流動的ではまだありますが影響は必ずでくると予想されます。

今後特に人気の広葉樹ホワイトオーク、ブラックウォールナットは大きな影響を受けると予想されます、その影響は代替材料にも影響を受け、欧州産の材料もすでに中国、ベトナムからの注文がすでに入りはじめており、特にトレスビリティの問題から更に需要が増えると予想されます。

消費者目線からはやや厳しい目線で見られるロシア産の材料がある面、これらの状況から今後も堅調に需要に答えていくことも予想されます。



木材輸入専門商社

旭商事株式会社

Wood Import Trading Company

ASAHI TRADE CO., LTD.

www.asahi-trade.net

本社/〒501-0106 岐阜県岐阜市西河渡2-11

TEL 058-252-5380 FAX 058-252-3073

大阪営業所/〒552-0021 大阪市港区築港2-1-27 クラシカレッジ内

海外事業所/中国上海、ベトナムホーチミン

